

竹田市新型インフルエンザ等対策行動計画改定版 (概要)

改定の目的

新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定、大分県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定、新型コロナウイルスへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すもの。

改定の概要

新型コロナウイルス対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス以外も含めた幅広い感染症危機に対応できるよう、令和7年5月に改訂された大分県新型インフルエンザ等対策行動計画に沿った内容で、平成26年11月に策定した市行動計画を抜本改定。

構成

- 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画
- 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方等
- 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

竹田市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定版)の構成

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

感染症危機の経験や現在の感染症危機を取り巻く状況を整理し、これまでに行ってきた新型インフルエンザ等対策の制度的枠組みの改善という観点から概観。市行動計画の改定を通じて感染症危機に強くしなやかに対応できる社会をめざす。

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方等

新型インフルエンザ等対策の目的や基本的な考え方について整理。①実施体制②情報収集・分析③情報提供・共有、リスクコミュニケーション④まん延防止⑤ワクチン⑥保健⑦物資⑧市民生活及び市民経済の安定の確保の8項目を市行動計画の対策項目とする。

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

竹田市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定版)の構成

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

市行動計画の8の対策項目の基本理念と目標を達成するために求められる具体的な取組について、準備期、初動期及び対応期に分けて記載。

第1章 実施体制

第2章 情報収集・分析

第3章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第4章 まん延防止

第5章 ワクチン

第6章 保健

第7章 物資

第8章 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生段階と対応シナリオ

これまでの行動計画では ①未発生期 ②海外発生期 ③国内発生期 ④国内感染期 ⑤小康期 としていたが、改定後の行動計画では①準備期 ②初動期 ③対応期 の3つの段階に分けて記載。

対応シナリオ		国発生段階	状態	県発生段階	状態
準備期		未発生	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
初動期		海外発生期 (国内未発生)	海外で新型インフルエンザが発生した状態		
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内未発生	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
				県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	病原体の性状に応じて対応する時期	国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えるなくなった状態	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
	ワクチンや治療薬により対応力が高まる時期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	終息	(全数把握等は必要なく、定点把握などで発生動向の把握が可能な状態)		

8の対策項目の取り組み概要

それぞれの項目が関連しあっていることから、一連の対策として実施されることが重要。

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	対策本部体制の整備、市行動計画の作成、見直し。	市対策本部の設置、対策実施体制の強化	流行状況の変化に応じた柔軟かつ機動的な対策の強化
②情報収集・分析	国、県等の関係機関からの情報収集。	情報収集・分析に基づくリスク評価、市民への情報提供・共有。	リスク評価に基づく感染対策の柔軟な見直し
③情報提供・共有、リスクコミュニケーション	市民、事業所等への対策周知、啓発。コールセンターの設置準備。	コールセンターの設置による双方向のコミュニケーション体制の整備	SNSやコールセンター等を通じたリスクコミュニケーション、偏見・差別、偽・誤情報への対応
④まん延防止	まん延防止対策への市民や事業者の理解促進	国からの要請によるまん延防止対策の準備	基本的な感染対策の徹底。事業者等へまん延防止等重点措置徹底の要請。
⑤ワクチン	ワクチン接種に必要な資材の確保等の予防接種体制整備	接種会場や従事者の確保	特定接種、住民接種の実施
⑥保健			県の実施する健康観察等の感染症対策業務への協力
⑦物資	感染症対策物資、個人防護具の備蓄。定期的な備蓄状況確認。		
⑧市民生活及び市民経済の安定確保	対策の実施に必要な生活関連物資の備蓄。生活支援を必要とする者への支援等の準備。火葬体制の構築	一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備。	自殺対策、孤独孤立対策等の心身への影響に関する施策。生活支援を要する者への支援等。埋葬・火葬の特例。市民生活及び市民経済の安定に関する措置。

従来計画との比較

従来の本市行動計画(平成26年11月策定)と比べた場合の特徴

対象感染症

従来計画と同様に、幅広い感染症を対象。

新型コロナへの対応で明らかになった課題を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外にも含めた幅広い感染症に対応。

発生段階

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に幅広く対応できるよう、準備期・初動期・対応期に区分。

実施体制

平時からの準備

新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から訓練や研修を通して全庁での対応体制構築のための準備を行う。国、県が対策本部を設置した場合は任意で対策本部を設置。緊急事態宣言後は直ちに特措法に基づく市対策本部へ移行する。

ワクチン

DXの推進

住民接種の円滑な推進のため予防接種事務のデジタル化の整備を行う。

市民生活

市民生活、地域経済の安定のための措置を明記

- ・生活関連物資等の価格の安定
- ・事業者に対する支援